

滞納整理学会会則

(最終変更:平成20年4月1日)

第1条 (名称)

本会は、滞納整理学会(以下「本会」という。)と称する。

第2条 (目的)

本会は、国税、地方税その他公的債権(以下「公的債権」という。)の滞納整理事務及び徴収に関係するもので組織し、第3条に掲げる事業活動を通して、関係公共団体関係部署の活性化等並びに滞納整理事務及び徴収に従事する職員の知識・事務能力等の向上を図り、もって公的債権の確保に資することを目的とする。

第3条 (事業)

本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 滞納整理事務及び徴収に関する法規の解釈・適用・運用等の調査研究及び提言
- (2) 徴収関係判例の研究並びにその成果の情報提供
- (3) 滞納整理事務及び徴収に関する調査研究
- (4) 滞納整理事務及び徴収に関する研修の研究・企画・実施・指導等
- (5) 滞納整理事務及び徴収に関する専門図書・教材・書式等の発行・開発・作成等
- (6) 滞納整理事務及び徴収に関する事例・情報等の収集と提供
- (7) 滞納整理事務及び事例等に関する照会の受付とこれに対する回答・指導
- (8) 会報の発行
- (9) その他本会の目的の達成のために必要な事業

第4条 (入会・会員・賛助会員)

- (1) 本会の目的に賛同し、本会に入会を希望するものは、入会申請書(会則施行細則第1号様式)を提出しなければならない。
- (2) 本会の会員は、役員会で入会の承認を得た個人及び団体とする。
- (3) 本会に本会の目的を達成するための助言・指導・協力を行う賛助会員を置くことができる。

第5条 (会費)

本会の会員は、総会で定めた会費を納めなければならない。

第6条 (退会)

本会の会員は、届出により退会することができる。

- 2 会費を総会で決めた期限までに支払わなかった会員は、退会したものとみなす。ただし、事前に支払いが遅れる旨の連絡をし、本会が指定した期日までに支払った場合はこの限りではない。

第7条 (役員)

本会には、次の役員を置く。

- (1) 代表運営委員 1名
- (2) 副代表運営委員 2名以内

- (3) 運営委員 6 名以内
- (4) 監事 2 名

第8条 (役員を選任)

運営委員及び監事は、会員のうちから総会で選出する。

- 2 代表運営委員及び副代表運営委員は、運営委員のうちから運営委員の互選により選出する。

第9条 (役員任期)

役員任期は 2 年とする。ただし、3 期以内での再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、役員は、その後任の役員が就任するまでその職務を行う。

第10条 (代表運営委員、副代表運営委員及び顧問)

代表運営委員は、本会を統括し、本会を代表する。

- 2 副代表運営委員は、代表運営委員を補佐し、代表運営委員に事故あるときはその職務を代理する。
- 3 本会に顧問を置くことができる。

第11条 (総会)

代表運営委員は、毎年定例総会を招集しなければならない。

- 2 代表運営委員は、必要と認めるときは、臨時総会を招集することができる。

第12条 (総会の議決事項)

総会では、この会則で別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (2) 事業計画及び収支予算に関する事項
- (3) その他代表運営委員が必要と認めた事項

第13条 (運営委員会)

代表運営委員、副代表運営委員及び運営委員は、運営委員会を組織し、会の事業を執行する。

- 2 運営委員会は、必要に応じ代表運営委員が召集する。
- 3 代表運営委員は、運営委員の過半数以上の要請があった場合は、運営委員会を招集しなければならない。

第14条 (部会の設置等)

会の事業を執行するため、総会で定める部を置くことができる。

- 2 本会設立時の部会は、総務部会、研究部会及び研修部会とする。
- 3 新たに 2 に定めた部会以外の部会を設置するときは、運営委員会の決定を経て、総会での総会出席者の 3 分の 2 以上の同意を得て決定する。
- 4 各部長は、運営委員のうちから代表運営委員が指名する。

第15条 (部会の開催)

部会は、部長が代表運営委員と協議し、適宜開催する。

第16条（議決）

総会、運営委員会及び部会の議事は、出席者の過半数を持って決定する。

2 会員は、他の総会出席者に議決権を委任することができる。この場合、委任者は出席したものとみなす。

3 団体会員は、団体の代表者又はその指定した者がその議決権を行使する。

第17条（会計）

本会の経費は、会費、補助金、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

第18条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第19条（会則の改正）

本会則は、総会出席者の3分の2以上の同意を持って変更することができる。

第20条（解散）

本会は、総会出席者の4分の3以上の同意がなければ、解散することができない。

第21条（細則）

この会則の施行に関する細則は、運営委員会で定める。

附則

この会則は、平成20年4月1日から施行する。